

畜産経営拡大資金制度の考え方

1、趣 旨

農業の選択的拡大が叫ばれ、今後の発展に大いに期待されている畜産物の需要の動きに対応してわが国の農業構造の改善を推進するためには、現在の零細な家畜飼養から脱却した生産性の高い畜産自立経営体を育成することが必要である。

このためには他の畜産振興事業の充実と相まって、個々の経営について家畜飼養規模の拡大、近代的な施設の整備等それぞれ関連をもって総合的に固定資本装備の高度化を強力におし進めることが早急に要請されている。

しかしこのためには多額の資本投下が必要であるが、資本蓄積の少ないわが国畜産農家が、自分の資金の蓄積を持って急速に経営の改善をはかることを期待することはむずかしいと思われる。また現在の資金貸付制度のもとではその必要とする改善資金を円滑に調達することにもむずかしい点がある。

それは従来の制度は1つ1つの物に対して別々の制度で資金を貸付ける物別融資制度で、貸付限度も低く、総合的な固定資本装備を早急にそなえることの出来る多額の資金を調達するには不十分であった。

このため、農林漁業経営構造改善資金融通制度の一環として、畜産経営拡大資金制度が設けられることになったが、これは自主的な畜産経営改善計画にもとづいて、短期間に総合的な固定資本装備の整備を行ない、生産性の高い畜産経営を確立しようとする農業者に対し、農林公庫がこれに必要な資金を長期に、低利に貸し付けることによって、今後のわが国畜産の基幹となる経営体を育成しようとするものである。

2、方 針

- (1) 畜産経営の中で資本の回転の遅い酪農経営および肉用牛経営（繁殖を過半とする経営で、繁殖のみ対象）について、その振興に適した地域の畜産経営体を育成するものとする。
- (2) 農業者の自主的な創意と意欲による、畜産経営構造改善計画にもとづいて、県知事の経営

的、技術的および経済的な認定により必要な資金を、農林公庫から融資するとともに、県、市町村等を通じて適切な行政指導を行ない、他の国の補助事業や融資事業と関連して本制度を運用していく。

3、畜産拡大資金の貸付け

(1) 農林公庫は次に定める農業者であって、知事の認定を受けた者に対し、その申請にもとづいて、その認定された改善計画に記載された資金の貸付けを行なうものとする。

(2) 知事の認定を受けることのできる農業者は、個人または農業生産法人（4戸以下、検討中）であって、次の地域内において農業を営む者であること。

ア、酪農経営は集約酪農地域または酪農経営改善計画を樹立している市町村。

イ、肉用牛経営は、おおむね700頭以上の肉用牛が飼育されているか、または特に草資源が豊富で、省力的な肉用牛経営の発展に適した市町村で、肉用牛に関する振興計画を有する市町村。

ただし、農業構造改善事業実施地区およびパイロット地区は除く。（基幹作目との関係については検討中）

(3) 個人の場合は、自家労働力を主とし、雇用労働力の依存度合が少なく、家族農業従事者がおおむね2人以上であること、又農業所得が総所得のおおむね2分の1以上を占めていること（第二種兼業を除く）

4、貸付資格の認定

(1) この資金の借入希望者は、県知事の定めた様式により、経営計画を作成し、これを県知事に提出して貸付けの適否の認定を受けるものとする。

(2) 経営計画は、おおむね3カ年の計画期間について、次の事項を記載するものとする。

ア、農業経営、特に畜産部門の現状

岡山畜産便り 1963.04

イ、畜産経営構造の改善目標

- (ア) 家畜飼養規模の拡大に関する事。計画期間満了時に酪農経営は常時搾乳牛6頭以上8頭以内
肉用牛経営は常時繁殖用牛8頭以上12頭以内（農業生産法人の場合の規模については検討中）
- (イ) 自給飼料生産の増大、合理化および自給度に関する事。
計画期間満了時に飼料自給率（TDN換算）が
酪農経営はおおむね65%以上
肉用牛経営はおおむね75%以上
- (ウ) 飼養管理の合理化に関する事
- (エ) 畜産物の生産および販売に関する事。
- (オ) 労働力利用の合理化および畜産所得の増大に関する事。
- (カ) その他近代的畜産経営の確立に必要な事項。

ウ、上記の目標を達成するためにとるべき措置

- (ア) 自給飼料基盤の整備拡大に関する事。
- (イ) 家畜の導入に関する事。
- (ウ) 施設の整備に関する事。
- (エ) その他上記の目標を達成するのに必要な措置。

エ、ウの措置を実施するために必要な資金の額およびその調達方法

オ、エの資金のうち拡大資金の必要額ならびに使用計画、償還計画

5、貸付対象事業の範囲

貸付対象事業の範囲は次のとおりとする。ただし

- (1) の事業と(2)の事業とがセット（牛のみ、畜舎のみは対象とならない）でなければならない。
- (1) 搾乳または繁殖の用に供する乳牛または肉用牛の購入。
- (2) 畜舎、サイロ、たい肥舎、農舎、搾乳施設、乾草調整施設、その他乳牛または肉用牛の飼養のために必要な施設の改良、造成もしくは取得またはトラクター・カッターその他の機具の取得。

6、貸付条件等

- (1) 利率 年6分（据置期間中は、年5分5厘）
- (2) 償還期限 12年以内（据置期間を含まない）
- (3) 据置期間 3年以内
- (4) 貸付限度額 酪農経営については250万円
肉用牛経営については200万円
（ただし、農業生産法人については検討中、一応1,000万円と考えられる）
- (5) 融資率 所要資金の8割以内
- (6) 償還方法 元利均等償還方式による。
- (7) 保証人および担保 公庫の一般規定による。
（農地担保も出来る）
- (8) 繰上償還 公庫の一般規定によるほか、貸付けを受けた農業者がその責に帰すべき事由により計画期間内に経営計画を達成することができなくなったか、またはその見込みがなくなったときは、公庫は県知事の確認を得て繰上償還を請求することができるものとする。
- (9) 貸付方法 年次計画に応じ、おおむね3年に分割して（おおむね4・3・3の割合）貸付けるものとする。
- (10) 家畜共済の特約 公庫は、貸付けを受けた農業者との間に、償還が終了するまでの期間家畜死廃病傷共済に付さねばならない旨の特約をするものとする（共済に付する家畜頭数については検討中）

7、他の制度融資との関連

- (1) 構造改善事業実施地区内における近代的畜産経営の育成については、農業構造改善事業推進資金によるものとする。
- (2) 自給飼料基盤整備のために必要な場合は土地取得資金、土地改良事業に対する非補助土地改良事業助成措置要綱により利子軽減される資金、または農業近代化資金等をあわせ利用し、総合的に投資効果を高めるよう特に配慮するものとする。
- (3) 経営計画の計画期間内においては、拡大資金の貸付対象事業と同種のものについては、農業近代化資金その他の制度融資による貸付けは行なわないものとする。

8、指導体制の整備

- (1) 本制度は特に指導金融であることを考える

岡山畜産便り 1963.04

と、国県および市町村は本制度によって、近代的な畜産経営を営もうとする農業者に対して、万全の指導を行なうよう努めるものとする。

(2) 県内に現地指導班を設置して、経営計画作成の指導および貸付後の濃密経営指導にあたらせるとともに、必要に応じて民間指導者の協力を求める。

(3) 県の施策との関連とその活用を配慮して推進するため、特に次の点を考慮する。

ア、生産性の高い畜産経営を確立するためには、自給飼料生産基盤の整備拡充が不可欠であるので、このための他の助成をあわせ行なうこと等により、経営計画の達成に遺憾なきを期せしめること。

イ、県畜産会による畜産技術経営診断指導事業を積極的に活用すること。

- ① 畜産経営拡大資金申込み
- ② 市町村長は農協等の意見を付し知事に申込み書

送付

- ③ 知事は現地指導班に対し、計画作成指導指令
- ④ 現地指導班は計画作成指導
- ⑤⑤' 農業者は畜産計画書を融資申請書にそえて県知事に提出、同時にこの写しを受託金融機関を経て農林漁業金融公庫に提出する。
- ⑥ 知事はこれを審査し計画達成可能と認めるときは、すみやかにその結果を公庫に通知する。
- ⑦⑦' 公庫は貸付決定通知書を受託金融機関を通じて農業者に送付
- ⑧ 知事は公庫に通知すると同時に、現地指導班に対し貸付決定した農業者に濃密指導を指令
- ⑨ 現地指導班は濃密指導を行なう。
- ⑩⑩ 地方農政局は、資金枠の通知、事業の指導、事業実施状況調査等を行なうと同時にその結果を農林本省に報告 農林本省は、地方農政局に対し、資金枠の通知、事業の指導、実施状況調査ならびに監査を行なう。

農林漁業経営構造改善資金融通制度の貸付条件対比表

(38. 1. 16)

| | 現 行 | | | 新 制 度 | | |
|-------------|------------------|-----------|-----------|------------------------|-----------|--------------------------|
| | 金 利 | 貸付期間 | 限 度 額 | 金 利 | 貸付期間 | 限 度 額 |
| 農 業 構 造 改 善 | ※ 6.5% | 年以内 12 | 万円 100 | 3.5% | 年以内 20 | 万円 250 |
| 果 樹 植 栽 育 成 | 据置 6.0 償還 7.0 | 25 — | — — | 据置 5.5 償還 6.0 | 25 | 250 (特認250万円 一般100万円) |
| 畜 産 経 営 拡 大 | ※ 6.5 | 12 | 100 | 据置 5.5 償還 6.0 | 15 | 酪 農 250 肉用牛 200 |
| 土 地 取 得 等 | | | | | | |
| 農 地 | 5.0 | 20 | 40 | 構 造 改 善 4.0 一 般 4.5 | 25 | 80 |
| 未 墾 地 | 5.0 | 18 | — | | | |
| 林 地 取 得 管 理 | 5.5 | 20 | 50 | 5.0 | 20 | |
| | 5.5 | 20 | 50 | | | |

備考 1. 現行欄※印の貸付条件は、農業近代化資金の場合（都道府県知事が特に承認した場合の限度額は200万円とする。）

2. 新制度構造改善資金のうち補助残に係るものは利率6.5%

3. 新制度構造改善資金の限度額は、協業にあっては1,000万円

畜産経営拡大資金の指導体制(案)

